



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

結婚・出産・子育て

継続事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	結婚したとき	結婚祝品支給事業	婚姻届を提出したとき、5万円相当の商品券・利用券と5千円相当の地場産品を贈呈	◆引続き本市に居住する方	市民税務課 市民年金係 【内線131】
2	お子さんが生まれたとき	出産祝品支給事業	出生届を提出したとき、出生児1名につき10万円と6千円相当の地場産品を贈呈	◆引続き本市に居住する方	市民税務課 市民年金係 【内線131】
3	婚活をしようと思った時	Aiナビやまがた登録推進補助金事業	やまがたハッピーサポートセンターが運営する婚活マッチングサイトAiナビやまがたの入会登録（継続）費用の半額または5,000円のうち、いずれか低い額を補助	◆市内在住であること ◆市税等の滞納がないこと ◆婚姻後市内に居住する意思があること	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線326】
4	妊娠を希望されるとき	不妊治療（先進医療）費助成事業	1回あたり10万円を上限に助成	市民が、厚生労働省の定める基準により先進医療として告示されている不妊治療で、保険診療となる生殖医療と併せて実施される治療を受けた場合。	健康増進課 健康指導係 【内線620】
5	妊娠中に保険適用外の妊婦健康診査を受けたいとき	尾花沢市妊婦健康診査助成事業	妊娠中の医療機関で実施される保険適用外の妊婦健康診査に対して一部助成（上限14回） ※ 上限額あり ※ 母子健康手帳交付の際、受診券を発行	◆健診日に尾花沢市に住所を有する妊婦の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
6	妊娠届出時、出産後（新生児・乳児家庭訪問時）	妊婦のための支援給付事業	すべての妊婦が安心して出産・育児ができるよう妊娠届出時に妊婦1人につき50,000円、出産後にお子さま1人につき50,000円を給付	◆本市に住所があること ◆妊娠期・出産後に保健師や助産師と今後の子育てについての見通しを面談した者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
7	お子さんが小さく生まれたとき	未熟児養育医療給付事業	お子さんが小さく生まれた（出生体重2,000g以下）などで、医師が入院を必要と認めた場合に、生まれてから退院するまでの医療費と食事療養費（自己負担分の一部）を助成 ※ 世帯の所得に応じた自己負担あり	◆1歳未満の乳児	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
8	出産後、心身の状態に不安があり、支援が必要な時	尾花沢市産後ケア事業	出産後1年未満の産婦で、心身の不調等により支援が必要な方に、宿泊型（上限7泊）や訪問型（上限2回）の産後ケアを実施（一部自己負担料金有）	◆本市に住所があり、出産後1年未満の産婦と乳児で、市が必要と認めた方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
9	新生児聴覚検査を受けたとき	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査の費用を全額助成	◆出生後6カ月以内に申請が必要	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
10	保育園給食に対する助成	私立保育園等副食費助成事業費補助金	保育園・認定こども園を利用している児童の給食費月額4,800円を助成（申請不要）	◆市内在住で保育園・認定こども園等を利用している保護者 ※国免除対象者以外	福祉課 保育係 【内線175】
11	18歳以下のお子さんを養育しているとき	児童手当	18歳以下の児童を養育する家庭に対し、児童の年齢区分に応じた手当を支給	◆18歳以下の児童を養育する家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
12	ひとり親家庭で、18歳以下のお子さんを養育しているとき	児童扶養手当	18歳以下の児童を養育するひとり親家庭に対し、所得区分に応じた手当を支給	◆18歳以下の児童又は20歳未満の障がい児を養育するひとり親世帯（所得制限あり）	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
13	預かり保育や認可外保育施設などを利用するとき	施設等利用給付事業	①認定こども園が行う預かり保育について、基準額または450円×利用日数のいずれか低い額を給付 ②認可外保育施設や、一時預かり、病児病後児保育事業等について、基準額を上限に給付	◆①認定こども園が行う教育認定（1号認定者）の預かり保育を利用し、保育の必要性がある子ども ◆②認可外保育施設等を利用し、下記の全てを満たす子ども ・保育の必要性がある ・保育所、認定こども園等に入所していない ※3歳未満児は住民税非課税世帯	福祉課 保育係 【内線175】
14	障害児を預かる保育園への助成	障害児保育事業費補助金	障害児を保育するため加配される保育士の人件費月額55,400円を補助	◆障害児を保育する私立保育園・認定こども園	福祉課 保育係 【内線175】
15	放課後児童クラブを利用するとき	放課後児童クラブ利用料軽減助成金	利用料金の一部を助成	◆要保護、準要保護世帯、兄弟同時入所世帯	福祉課 保育係 【内線175】
16	ひとり親家庭で、一時的に資金が必要なとき	市母子寡婦福祉たすけあい資金	経済的自立と生活の安定を図るための資金を無利子で貸付	◆ひとり親家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
17	ひとり親家庭で、一定の資格取得を目指すとき	ひとり親家庭就業支援事業（高等職業訓練促進給付金等事業）	父又は母が一定の資格（保育士、看護師、介護福祉士等）を取得するための養成訓練費を支給	◆ひとり親家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
18	ひとり親家庭で、指定の就業講座を受講するとき	ひとり親家庭就業支援事業（自立支援教育訓練給付金等事業）	父又は母が指定の講座（雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等）を受講する費用を支援	◆ひとり親家庭	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
19	ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学するとき	尾花沢市ひとり親家庭等就学奨励費補助金	小中学校に入学する子を持つひとり親家庭に、子1人につき1万円を支給	◆ひとり親家庭 ※その他の要件あり	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
20	買い物時の商品割引等のサービスを受けたいとき	やまがた子育て応援パスポート（県事業）	商品の割引や買い物ポイント加算等のサービスを受けることができるパスポートの発行	◆妊婦から、高校3年生までの子がいる家庭	福祉課 保育係 【内線175】
21	お子さんを医療機関等に連れて行くとき	子育て支援医療費助成事業	0歳児から高校3年生まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。就学されていない方も含む。）が医療機関等を受診した際の自己負担額の助成 ※ 保険外診療分や入院時の食事療養費は、助成対象外	◆0歳児から高校3年生まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。就学されていない方も含む。）	健康増進課 国保医療係 【内線624】
22	お子さんがインフルエンザの予防接種を受けるとき	子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザ予防接種を受ける1歳～高校3年生までの方に接種費用の一部を助成	◆10月～1月の間にインフルエンザ予防接種を受ける方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
23	出産等による里帰り時にお子さんが定期予防接種を受けるとき	定期予防接種費用助成事業	母親の出産等の理由により、県外の里帰り先で定期予防接種を受ける際の接種費用を助成 ※ 事前に申請し、接種後に領収書を添えて償還払いの手続きが必要	◆乳幼児定期予防接種対象者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
24	お子さんが定期予防接種を受けるとき	乳幼児定期予防接種費用助成事業	乳幼児が定期予防接種を受ける際の接種費用の全額を助成 ※ 市外で接種する際には、事前に接種券の交付を受けること	◆乳幼児定期予防接種対象者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
25	ひとり親家庭等で、医療機関等を受診するとき	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の家族（児童・母又は父）が医療機関等を受診した際の自己負担額を助成 ※ 保険外診療分や入院時の食事療養費は助成対象外	◆所得税非課税世帯のひとり親家庭等 ◆ひとり親家庭の18歳以下の児童とその母又は父（両親のいない18歳以下の児童も含む）	健康増進課 国保医療係 【内線624】
26	小児慢性特定疾病児童で日常生活用具を必要とするとき	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	特殊寝台、特殊マット等を給付 ※費用の一部負担あり（所得に応じた負担額の軽減あり）	◆市内に居住する小児慢性特定疾病児童	福祉課 生活福祉係 【内線172】
27	風しんの検査や予防接種を受けたいとき	風しん予防接種に関する費用助成事業	風しんの抗体検査と予防接種費用を助成	◆S48.4.2～H7.4.1生まれの妊娠を希望している女性 ◆妊婦の夫、及びその同居家族 ◆過去に2回以上風しんの予防接種の接種歴がない方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
28	生活保護世帯、準要保護世帯の児童・生徒	子どもの学習支援事業	対象児童・生徒に大学生等のボランティアを派遣し、学習支援並びに進学相談等に応じる	◆児童・生徒（主に小学生・中学生）で、一定の要件を満たす方	福祉課 生活福祉係 【内線171】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
29	子ども会等で活動するとき	尾花沢市「地域の人財」活用支援事業	PTA活動、子ども会活動で「地域の人材（人財）」を活用し、講座や体験学習等を開催した場合、指導者への謝礼費（1人×2千円）を助成	◆子どもが関わった事業であること ◆本市在住の講師、団体に依頼すること	中央公民館 地域振興係 【内線327】
30	子ども達へ伝承活動を行うとき	尾花沢市ふるさと塾形成事業	地域の生活文化や知恵・伝統芸能など、子ども達へ伝承活動を行っている団体への助成	◆賛同団体として登録されていること（または、登録すること）	社会教育課 生涯学習スポーツ係 【内線325】
31	造血幹細胞移植後に定期予防接種の再接種が必要な時	造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成	造血幹細胞移植により、移植前の定期予防接種の予防効果が期待できない方が、受けた再接種費用の助成	◆本市に住所があり、20歳未満の方 ◆接種前の申請が必要	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】

